

第83回福山市農業振興地域整備促進協議会の会議概要

日時：2019年(令和元年)7月3日(水)10時00分～11時00分

場所：福山市役所本庁舎 行政棟3階 33会議室

1. 会議次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題
第1号議案 福山市農業振興地域整備促進協議会副会長の選出について
- 4 協議事項
 - (1) 基礎調査・計画改定について
 - (2) プロポーザル審査について
 - (3) その他
- 5 閉 会

2. 出席者

委員	熊谷寿人	福山市議会議員
〃	谷邊博人	福山市農業委員
〃	山本信之	福山市農業委員
〃	岡本卓也	福山市農業委員
〃	安原理雄	福山市農業委員
〃	須藤薫雄	福山市農業委員
〃	占部浩道	福山市農業協同組合代表理事専務
〃	若井武	福山市農業協同組合代表理事常務
〃	小野田正弘	福山市土地改良区副理事長
〃	児玉信義	福山市土地改良区副理事長
〃	杉原郁充	福山市土地改良区常務理事
〃	沖誠	福山市土地改良区理事
〃	児玉利昭	福山市土地改良区理事
〃	増成隆之	深安郡神辺土地改良区理事
〃	栗井英次	広島県東部森林組合代表理事組合長
事務局	岩木則明	福山市 経済環境局 経済部長
〃	池田昌弘	福山市 経済環境局 経済部 農地課長
〃	林茂晃	福山市 経済環境局 経済部 農地課 次長
〃	瀧川滋雄	福山市 経済環境局 経済部 農地課 調整員
〃	三好千鶴	福山市 経済環境局 経済部 農地課
〃	田川能規	福山市 市民局 松永支所 松永建設産業課長
〃	結城義博	福山市 市民局 北部支所 北部建設産業課長
〃	渡辺幹康	福山市 建設局 土木部 沼隈建設産業課長
〃	山崎義秀	福山市 市民局 神辺支所 神辺建設産業課長

3. 会議概要

議 題

第1号議案 福山市農業振興地域整備促進協議会副会長の選出について

- (議 長) 第1号議案副会長の選出について事務局からの説明を求めます。
- (事 務 局) 福山市農業協同組合から選出の佐藤委員が、役員の改選に伴って、当協議会委員を退任されましたので、現在副会長が不在となっています。ついては、協議会条例第3条により、副会長の互選についてお諮りします。
- (議 長) ただいま、副会長の選出について、事務局より説明がありました。副会長の互選についてお諮りします。いかがいたしましょうか。
- (山本委員) 事務局一任
- (議 長) ただいま、事務局一任とのお声をいただきました。事務局案がありますか。
- (事 務 局) 占部委員はいかがでしょう。
- (委 員) 異議なし
- (議 長) 副会長は占部委員に決定いたしました。

協議事項

(1) 基礎調査・計画改定について

- (事 務 局) 資料を基に、基礎調査・計画改定について説明。
- (議 長) 質問、意見等はございませんか。
- (委 員) なし

(2) プロポーザル審査について

- (事 務 局) 資料を基に、プロポーザル審査について説明。
- (議 長) 質問、意見等はございませんか。
- (山本委員) プロポーザルについて詳しく教えてほしい。
- (議 長) プロポーザルとはどういうものかについて事務局より説明してください。
- (事 務 局) 市の委託業務の発注については一般競争入札が基本となります。プロポーザル方式は、業者の知見や経験を活かした提案を受け、目的を達成するための最も優秀な提案をした業者と随意契約を締結するという契約手法の一つです。
- (議 長) 計画を策定することについて一般の業者に委託して、競争させてどれが良いかについて審査していくということ。内容については仕様書に基づいて行われ、協議会で良い悪いを協議するという話ですね。
- (事 務 局) 中身については業者が決定してから、策定の過程で内部そして協議会で議論してまいります。プロポーザル方式では、中身より前に調査・改定をどういう手法でやっていくかということについてを審査対象として業者選定をするものであります。
- (栗井委員) 今後10年後20年後のビジョン、福山市の農業振興をどのようにしていくのかということがないと計画は作れないと思う。業者が作ってきてどうですかってわけにはいかないとします。
- (事 務 局) 福山市が農業を振興する上でどういったビジョンを持っているかというこ

とについては、農業振興地域整備計画とは別に農業振興ビジョンというものがああります。どのようにしてこのビジョンと整合を図りながら計画改定を行っていくのかということについても庁内の委員会で協議を行っております。

(沖 委員) これは将来の我が息子や孫のためにやっていく制度になるのかならないのかそこのところはどうか。

(事務局) この整備計画をどういう内容にしていくのかは、今後の農業振興のために重要であるとの意見と受けとめますが、今議論をいただいていますのはどういった形で基礎調査を行うことが必要かということです。今言われている、将来の農業振興のためにどういった施策が必要か、農用地区域の指定のあり方はどうかといったことを考えるための材料を集めるために基礎調査を実施し、その結果により計画改定を行うため、業者が作ってきてどうですかということにはなりません。計画の内容に関しても協議会で議論を進めてまいります。

(栗井委員) 事務局から説明をいただきました。評価基準の1番と2番、基礎調査と計画改定がそれぞれ25ポイントあり、半分を占めている。参考の見積りを見てみますと業者によって差があります。見積り業者に適切に市の意向が伝わっていないのでは無いですか。福山市としての将来の農業のモデルを確立して、福山市としてどういった振興をしていくのか、基礎調査が済まないといけないと言われればそれまでだが、農業振興をしていく上でのビジョンを持つべきと考えます。そのビジョンをベースとしてやっていけるよう平行して進めていって欲しい。この委員の皆様もそのほうがやりやすいと思います。

(事務局) 金額は単価設定や工程数の差によるものですが、業務の骨組みと考え方を示して見積もり依頼をしております。結果の中身についても精査をしているところがございます。見積りをいただく中で業者からも、条件や前提を示されておりますので精査する中で仕様に反映していくことも検討しています。この場合、中身を突き詰めていくと、競争入札による業者選定となることも想定はしております。

(栗井委員) この見積りがベースとなるのであれば、重要なポイントというのはもうちょっとしっかりしたものにしたほうが良いと思います。

(議長) 他に意見等はありませんか。

(委員) なし

(3) その他

(事務局) 資料を基に、今後のスケジュール、協議会の運営について説明。

(議長) 意見等はありませんか。

(沖 委員) この場を借りて農業委員会にお願いがあります。調整区域に隣接する市街化区域の農地転用の許認可についてです。土地改良区の手続きを経ることなく工事が開始されることが多々ある。昔は地元の許可を得てから農業委員会の許可がなされていた。一番問題になるのが排水。転用によって一斉に水が流

れ込んでくると困る。排水機の規格以上になると昨年のように冠水してしまう。地元の了解を得てからの許認可をお願いしたい。

(議 長) 事務局説明してください。

(事 務 局) 市街化区域内の農地転用については、制度上、必要な書類が出された時点で受理することで完結します。調整区域等の許可案件については、地元への聞き取りなどにより妥当性を判断しています。市街化区域内については許可案件と同等の聞き取りなどを実施することは難しい。

(杉原委員) 事務局の説明は農地法上の手続のことです。沖委員の意見は土地改良法上の手続です。組織が違うので部署が違いますが、土地改良法も農地法を遵守して手続を行っております。したがって、農地法も土地改良法を遵守して手続をやっていただきたい。連携を図っていただきたい。市街化区域内の農地転用の届出については土地改良法上の手続きについて便宜を図ってくれるよう、市内3つの土地改良区から農業委員会会長宛に申し入れをしています。先に届出が受理されるため、後を追って排水調整をする必要が生じている。

(議 長) 意見をいただいたということによろしいでしょうか。

(沖 委員) はい

(議 長) 他に意見等はございませんか。

(委 員) なし

以上